

大阪市告示第1714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように府道の供用を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年12月18日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	供用廃止の期日
大阪中央環状線	平野区長吉川辺3丁目7番の2地から 同 区同 17番の2地まで	告示の日
	平野区長吉川辺3丁目7番の2地から 同 区同 12番の2地まで	

（建設局総務部管財課）